

「土地規制法 実はあなたも監視対象」集会決議

1. 私たちは「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(以下、土地規制法)、が法の内容において、また法の運用のあり方において市民の基本的な人権を侵害し、自治体の自治権を棄損するものであり、日本国憲法に違反するものであることを認識した。ここにこの法の廃止を政府と国会に求める。

2. 基地や原発の監視活動、反戦運動や反原発運動をはじめ、人権擁護活動は市民に与えられた権利であり、政府はこれらの市民的な権利を保障する義務がある。私たちは市民に賦与された権利を萎縮することなく行使する決意を新たにした。

3. 土地規制法は、処罰の対象となる「機能阻害行為」が何か、調査の対象が誰で、どのような内容や方法で行われるのかが全て秘密とされている。政府の恣意的な判断で法が適用される恐れがあり、市民や市民団体の活動を萎縮させる効果大きい。私たちは政府に「機能阻害行為」と調査の対象・内容・方法を具体的かつ明確に示すことを求める。

4. 地方自治体は市民の人権とプライバシーに関わる個人情報を守り、市民が安心して暮らせるよう務める義務がある。私たちは地方自治体には法に規定する義務以外の情報提供や協力をしないよう求める。また、地方自治体には、政府から情報提供やその他の協力を求められた際は個人情報に配慮したうえで政府から求められた情報と協力の内容を市民に開示すべきである。

5. 土地規制法は、指定区域内の全ての住民、区域外の関係者までも情報提供を義務づけることが可能である。このことは戦前の隣組のように住民を相互に監視、密告させ、地域の間人間関係を分断することに繋がる。私たちは政府に市民や企業の間人間関係を分断する調査をしないよう求める。

6. 特別監視区域に指定された区域内では、土地等の不動産の取引に関する契約を結ぶものは事前に政府に報告する義務が課される。これは財産権を侵害するものであり、私たちは、私権の侵害が最小限になるよう政府に働きかけていく。

7. 私たちは土地規制法の廃止を求め、市民の人権が侵害されないよう監視し、人権侵害の兆候があれば即座に連携してとりくんでいくことをここに決議する。

2024年3月17日

「土地規制法 実はあなたも監視対象」集会参加者一同